

CM 選奨制度規程

2014年4月1日制定
2015年10月1日改訂

第1章 総則

第1条（目的）

日本におけるコンストラクション・マネジメント（CM）に関する業績を幅広く募り、優れた成果をあげた事例を選奨して、国内における CM の普及発展、健全な建設生産システムの再構築、倫理観を持ったプロフェッショナル育成に資することを目的とする。

第2条（対象）

公共・民間、土木・建築、住宅・非住宅建築、新築・改修の別を問わず、CM 手法を活用して優れた成果をあげたプロジェクトを対象とする。

専業 CM、設計者、総合建設業者、専門工事業者等、プロジェクトに参画する多様な職能による CM の実践事例とする。

第3条（表彰）

以下の各賞を設けて、該当者を表彰する。

- (1) CM 選奨：CM の手法を採用し、良好な成果を上げている事例
- (2) 優秀賞：CM 選奨を受けたものであって、総合的に優れた成果を上げている事例
- (3) 最優秀賞：優秀賞を受けた事例の中で、特に秀でている事例
- (4) 特別賞：CM 選奨を受けたものであって、優れた特徴を持つ事例

第4条（CM 選奨審査委員会）

日本 CM 協会は CM 選奨審査に関する取扱要領の策定、管理、運用をするために CM 選奨審査委員会（以下、審査委員会）を設置する。

- (1) 審査委員会は独立して選奨の審査を行う
- (2) 委員は6名以上10名以内とし、会長が任命する
- (3) 委員長は、委員の合意をもって委員の中から選出する
- (4) 委員の任期は2年間を原則とし、改選時には原則として半数改選とする
- (5) 委員の重任は認めない。ただし、委員を一旦退任したのちの再任は妨げない
- (6) 委員会は取扱要領に従い審査を行い、委員長はその結果を理事会に報告する

第2章 審査

第5条（実施時期）

毎年の CM 選奨制度の実施日程は、日本 CM 協会が公開するイベント・カレンダーによる。

第6条（応募資格）

対象となるプロジェクトの関係者はその立場によらず応募資格を有するが、当該プロジェクトに関わる CM 業務の委託者、当該プロジェクトの目的物に所有権を有する者、その他応募資料の開示等に関して利害関係を持つ者等、応募者が同意を得る事が必要と考えられる関係者の同意を得て応募するものとする。

なお、日本 CM 協会の会員資格の有無を問わない。

第7条（審査の視点）

個別プロジェクト事例の審査は以下の視点から行う。

- ・プロジェクト目標の達成度
- ・建設生産システムに関する提案の有効性
- ・取り組み体制の妥当性
- ・CM 手法の創意・工夫とその汎用性

なお、プロジェクト自体の「規模」や「作品性」は審査の主要な視点とはしない。

第8条（審査要領）

審査は、応募事例に対する審査委員の評点に基づいて、その順位を定めた後、上位から CM 選奨にふさわしい事例を選定する。更に、その上位数件についてヒヤリングを行い、その結果に基づいて、優秀賞、最優秀賞、特別賞を選定する。

詳細は、取扱要領による。

第3章 資料開示

第9条（受賞者による開示用資料の作成）

受賞者は、選奨の趣旨に則り応募資料に基づく開示用資料を別途、無償で作成し、日本 CM 協会に提出する。

なお、応募資料の全ての開示を原則とするが、関係者の権利保護の必要がある場合は記述内容の部分的な修正を可とする。

第10条（開示資料の著作権）

応募者および CM 業務の委託者を含むプロジェクト関係者は、提出された開示用資料の著作権の使用を当協会に委託する。

ただし、応募者および CM 業務の委託者を含むプロジェクト関係者が自らの用途のために開示用資料を使用することについての制限はない。

第11条（開示資料の編集出版権）

提出された開示用資料の編集出版権は、当協会に帰属する。

なお、当協会は CM の普及発展のため、開示用資料のウェブサイトへの掲載、セミナー等での利用、編集出版等を予定する。

第 12 条（第三者との関係）

当協会が CM 選奨に関して資料開示する際には無断転載禁止を明示するが、万一第三者が無断転載することにより生じる損害等には、当協会は一切責任を負わない。

また、開示用資料の利用、編集出版等につき、関係者を含む第三者から異議を唱えられた場合、応募者の負担と責任において処理するものとし、当協会は一切責任を負わない。

第 13 条（規程の改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

ただし、取扱要領の改廃は CM 選奨審査委員会の決議による。

以 上